

# 第1章 総則

## 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人 日本アジア国際交流協会という。  
英語名は Japan-Asia International Fellowship Association という。  
略称として JAIFA (ジャイファ) という。

## 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区に置く。  
2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都世田谷区に置く。

# 第2章 目的及び事業

## 第3条 (目的)

この法人は、アジア各国に関心を寄せ、アジア各国との各種交流を希望している日本の企業、団体および個人に対して、また日本との各種交流を希望しているアジア各国の企業、団体および個人へ、相互の情報の提供および交流支援の活動を行うとともに、相互の企業、団体および個人に対する支援協力に関する事業を行い、日本とアジア各国の相互理解および経済関係をはじめとする各分野の交流促進に向けた活動を積極的に行い、広く公益に貢献することを目的とする。

## 第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)観光の振興を図る活動
- (5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6)学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (7)環境の保全を図る活動
- (8)災害救援活動
- (9)地域安全活動
- (10)人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (11)国際協力の活動
- (12)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13)子どもの健全育成を図る活動
- (14)情報化社会の発展を図る活動
- (15)科学技術の振興を図る活動
- (16)経済活動の活性化を図る活動
- (17)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18)消費者の保護を図る活動

(19)前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

## 第5条（事業）

この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① アジア諸国の女性の生活基盤向上に関わる支援事業
- ② アジア諸国の農林畜産漁業振興の為の援助事業
- ③ アジア諸国の女性の活躍する機会(技能習得等)をつくる援助事業
- ④ アジア諸国への生活機器、医療機器、建築機械、工作機械などの生活基盤向上、就業促進の為の機器の援助および技術支援事業
- ⑤ アジア諸国の子どもの生活基盤、環境向上に関わる支援事業
- ⑥ アジア諸国の農林畜産、教育、文化芸能、スポーツ、経済などの活動を促進する情報を収集発信する事業およびそれをテーマとしたイベント、交流会、視察、ツアー企画実施
- ⑦ アジア諸国からの人材交流に対する相談、助言などに関する支援事業
- ⑧ アジア諸国への日本企業の紹介、アジア諸国の企業と日本企業との提携などに関わる事業

### (2) その他の事業

- ① 出版物の刊行、頒布及び IT 技術を利用した情報通信業
- ② 各分野の実務専門家への調査、取次事業
- ③ 物品の販売並びに物品取引に関わる取次事業
- ④ 旅行、輸送に関わる取次事業
- ⑤ 飲食店、サービス業の運営及び興行業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### 第6条（種別）

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び法人
- (3) サポーター会員 この法人の目的、事業に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人。
- (4) 名誉会員 この法人に功労があり、理事会の承認を経て理事長がこれを委嘱する個人及び団体

### 第7条（入会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第12条（入会金及び会費の不返還）

既に納入した入会金、会費は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### 第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

理事 3人以上

監事 1人以上

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長、若干名の専務理事、常務理事をおく。

#### 第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 専務理事及び常務理事は、理事長が任免する。
- 5 監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

#### 第15条（職務）

理事長及び副理事長は、この法人を代表する。

- 2 理事長は、この法人の業務を総括する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告する。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### 第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第20条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

### 第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### 第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

### 第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

### 第24条（開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### 第25条（招集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### 第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### 第27条（定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### 第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### 第 29 条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 30 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

## 第 6 章 理事会

#### 第 31 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第 32 条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第 33 条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### 第 34 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### 第 35 条（議長）

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第 36 条（議決）

理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 37 条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

#### 第 38 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### 第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### 第40条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### 第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### 第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### 第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

### 第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### 第46条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第47条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### 第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。



## 第 50 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### 第 51 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第 52 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### 第 53 条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

### 第 54 条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

### 第 55 条（公告の方法）

当法人の公告は、法人のホームページに掲載して行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって法人のホームページによる公告をすることができない場合及び、解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告、清算人が清算法人について、破産手続き開始の申立を行った旨の公告を行う場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 10 章 雑則

### 第 55 条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
理事長 押越信幸  
副理事長 松下雅紀 柴垣達也  
専務理事 河崎和浩 前畑伸光  
常務理事 石井佑弥  
監事 畑山秋良
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 法人：100,000 円 個人(一般)：30,000 円 (学生)：3,000 円  
正会員年会費 法人：50,000 円 個人(一般)：10,000 円 (学生)：3,000 円
  - (2) 賛助会員入会金 法人：30,000 円 個人(一般)：10,000 円 (学生)：3,000 円  
賛助会員年会費 法人：10,000 円 個人(一般)：5,000 円 (学生)：3,000 円  
(特別)賛助会員入会金 法人：300,000 円  
(特別)賛助会員年会費 法人：100,000 円  
広域にまたがる法人・上場大企業は、(特別)賛助会員とし、個々の支店、出先機関(系列機関)の入会金、年会費は、下記とする。  
(特別)賛助会員入会金 支店出先機関：3,000 円  
(特別)賛助会員年会費 支店出先機関：1,000 円
  - (3) サポーター会員入会金 個人(一般・学生)：0 円  
サポーター会員会費 個人(一般・学生)：0 円
  - (4) 名譽会員入会金 法人：0 円 個人(一般・学生)：0 円  
名譽会員年会費 法人：0 円 個人(一般・学生)：0 円